

歯科技工物の輸入に反対する声明文

先般、厚生労働省では海外からの歯科技工物（入れ歯やかぶせ物）輸入について調査研究を行い結果発表しました。この目的は一定の基準化の下で、海外歯科技工物を安く流通させる社会基盤を整備するためだと解釈できます。しかし、今年 2 月、TBS テレビで中国産歯科技工物に発ガン性有害金属が混入されていたことが報道されました。厚生労働省は歯科技工物輸入を許可する 17 年通達の中でも自費の歯科技工物の徹底した調査をしたのかどうか疑問を残したままなのです。

日本には歯科技工士法があり歯科医師・歯科技工士でなければ歯科技工物を製作できません。中国の安い歯科技工物は無資格者が作製した物や、どんな材料が使われているか管理されていない物でも「雑貨」として輸入されています。歯科技工物は「人工臓器」として口の中に装着されるものです。将来的に安さだけで保険適用の歯科技工物にも適応されるのではないかと大変不安になります。

私達は日本の法律を無視した安全性の確保できない歯科技工物を輸入することに強く反対します。

2010 年 10 月 7 日

保険で良い歯を東京連絡会